

国立大学法人東京医科歯科大学基金規則

平成23年8月1日
規則第78号

(設置)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）に、東京医科歯科大学基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、本学における教育研究環境の整備を始め、学生の支援や国際交流活動、病院環境整備などを通じ、社会貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育・研究環境整備の支援
- (2) 奨学金等の支援
- (3) 国際交流活動への支援
- (4) 病院環境整備の支援
- (5) 施設設備・福利厚生事業等キャンパス整備の支援
- (6) 卒業生および同窓会との連携活動への支援
- (7) 教育研究に係る社会連携活動への支援
- (8) その他基金の目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、この基金への寄附及びその果実並びに奨学寄附金を原資として運用することにより生じた果実をもって充てる。

(特定基金)

第4条 特定の目的の寄附を募るため、基金に特定基金を置くことができる。

- 2 特定基金として受け入れた寄附の用途は、変更してはならない。
- 3 特定基金は、特定基金ごとに個別に管理しなければならない。
- 4 特定基金の運営等に関しては、別に定める。

(現物資産活用基金)

第5条 基金に、現物資産による寄附を受け入れ、当該資産を有効に活用するための基金として、現物資産活用基金を置く。

- 2 現物資産活用基金は、現物資産活用基金以外の基金とは、区分して経理しなければならない。
- 3 現物資産活用基金は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第22条第1項第1号から第5号までに掲げる業務以外の業務に係る事業の用に供することができない。

(謝意表明)

第6条 基金は、寄附者に対して謝意を表明する。

2 前項に規定する謝意の表明に関しては、別に定める。

(運営委員会)

第7条 基金に、管理運営に関する重要事項を審議するため、国立大学法人東京医科歯科大学基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事業年度)

第8条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、基金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成24年1月25日規則第9号）

- 1 この規則は、平成24年1月25日から施行し、平成23年12月8日から適用する。
- 2 この規則の施行の際、現に発生している奨学寄附金を原資として運用することにより生じた果実は、第3条第2項の規定にかかわらず、基金に組み入れるものとする。
- 3 国立大学法人東京医科歯科大学国際交流基金運用内規（平成16年制定）は廃止する。

附 則（平成28年9月28日規則第139号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成30年12月5日規則第117号）

この規則は、平成30年12月5日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

附 則（令和元年10月1日規則第104号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年12月26日規則第124号）

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和2年3月17日規則第19号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月22日規則第93号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和5年4月14日規則第64号）

この規則は、令和5年4月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。